

記者発表資料

発表年月日	送信枚数	発信元
令和5年10月10日	1枚 (本紙含む)	上郡記者クラブ事務局 担当：上岡 英嗣 TEL：0791-52-1112 FAX：0791-52-5172

職員の勤務時間中の全面禁煙の実施

兵庫県では、令和5年4月1日から勤務時間中の禁煙、また令和5年5月31日から敷地内全面禁煙の実施など、受動喫煙防止に向けた取り組みが強化されており、本町においても、受動喫煙防止の強化並びに職員の健康増進を図るため、職員の勤務時間中における全面禁煙を実施します。

■日時 実施日：令和5年11月1日（月）から

■内容

- ①対象者：本町に勤務する全職員（常勤の特別職・再任用・会計年度任用職員含む）
- ②禁煙時間：勤務時間中は全面禁煙とします。また、全面禁煙となっていることを踏まえ、庁舎外であっても勤務時間中は喫煙できないものとします。
なお、喫煙できる時間帯は、始業前、休憩時間、業務（時間外勤務含む）終了後とします。
- ③喫煙マナーの徹底：受動喫煙防止や職務専念義務の観点から、節度ある喫煙を行うことが求められていることを踏まえ、受動喫煙防止の徹底と喫煙者並びに非喫煙者が働きやすく公平な職場環境の構築を図るため、職員は、喫煙マナーを遵守します。

■問い合わせ先

部署：上郡町 総務課（担当：長谷川）

住所：赤穂郡上郡町大持 278 番地

TEL：0791-52-1111 FAX：0791-52-5172

さわやかに歴史と
未来の出逢うまち



上郡町